

第 247 回

神奈川県都市計画審議会

都市計画の案に対する意見書の要旨と

都市計画決定権者の見解

- ・ 厚木都市計画区域 P1～P17
- ・ 綾瀬都市計画区域 P18～P22
- ・ 大磯都市計画区域 P23～P24
- ・ 小田原都市計画区域 P25～P28
- ・ 南足柄都市計画区域 P29～P30
- ・ 箱根都市計画区域 P31～P32

令和 7 年 8 月 27 日

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

整理番号	受付年月日	住 所	意見の区分及び類型
1	R7. 5. 26	伊勢原市日向	反対 (A)
2	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
3	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
4	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
5	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
6	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A、B)
7	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
8	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
9	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
10	R7. 5. 27	厚木市関口	反対 (A)
11	R7. 5. 27	厚木市関口	反対 (A)
12	R7. 5. 27	厚木市関口	反対 (A)
13	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
14	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
15	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
16	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
17	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
18	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
19	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
20	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
21	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
22	R7. 5. 27	愛川町中津	反対 (A)

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

整理番号	受付年月日	住 所	意見の区分及び類型
23	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
24	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
25	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
26	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
27	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
28	R7. 5. 27	厚木市中依知	反対 (A)
29	R7. 5. 27	厚木市中依知	反対 (A)
30	R7. 5. 27	厚木市中依知	反対 (A)
31	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
32	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
33	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
34	R7. 5. 27	厚木市中依知	反対 (A)
35	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
36	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
37	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
38	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
39	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
40	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
41	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
42	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
43	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
44	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

整理番号	受付年月日	住 所	意見の区分及び類型
45	R7. 5. 27	厚木市上依知	反対 (A)
46	R7. 5. 27	厚木市上依知	反対 (A)
47	R7. 5. 27	厚木市上依知	反対 (A)
48	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
49	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
50	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
51	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
52	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
53	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
54	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
55	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
56	R7. 5. 27	厚木市中依知	反対 (A)
57	R7. 5. 27	海老名市柏ヶ谷	反対 (A、B) 、その他 (C)
58	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A)
59	R7. 5. 27	厚木市下川入	反対 (A)
60	R7. 5. 27	厚木市山際	反対 (A、B)

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
A	<p>反対</p> <p>【山際地区及び山際北部地区の新市街地ゾーン（一般保留フレーム）について】</p> <p>－農地及び自然環境の保全を希望－</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山際地区に農地を所有し営農しており、子供も将来営農を希望している。山際地区を産業用地とする都市計画に反対である。 ○ 市は田畠を産業用地に転換しようとしているが、これでは持続可能な営農は不可能で、営農環境を維持するため、農地の保全が必要である。 農地の保全及び地域住民の安全を守る観点から、再検討してほしい。 ○ 山際北部地区の畠で野菜を作り生活の基盤であるため、工業用地に変更することに反対である。 ○ 山際北部地区及び山際地区の地権者で、現在この土地を畠として活用しており、工業地にして産業系の土地利用をする考えはない。 ○ 山際地区は、優良な農地が広がる自然豊かな地域で、地域住民にとつては生活の基盤になっている。工業用地の土地利用が可能になる線引きをすることで、自然環境の破壊や住民の生活環境の悪化を強く懸念している。 ○ 本計画の実施により、生活基盤や農業活動に甚大な影響が生じる。特に、営農活動への影響は計り知れず、地域の持続可能な環境を損なう要因となることを危惧している。 ○ 土地の用途変更により、生活や営農活動に支障をきたす恐れがある、計画の見直しを強く要望する。 ○ 土地の用途変更により、今後の営農活動は不可能となる恐れがあり、計画の見直しを強く要望する。 ○ 農地を残したい。 ○ 作物がとれなくなると淋しい。 ○ 山際北部地区の地権者だが、同地区での営農継続を強く希望してお 	<p>【山際地区及び山際北部地区の新市街地ゾーン（一般保留フレーム）について】</p> <p>－農地及び自然環境の保全を希望－</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」における新市街地ゾーン（一般保留フレーム）は、概ね 10 年後の人口や産業の規模の見通しに基づき、目標年次に必要とされる住宅用地又は産業用地について、線引き見直しの時点では市街化区域への編入を保留し、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で、市街化区域に編入しようとするものです。 ○ 県では、市町及び県民の方々の御意見を踏まえ、令和 4 年 12 月に策定した「第 8 回線引き見直しにおける基本的基準」に基づき、厚木市都市計画マスターplanに位置付けがあること、インターチェンジ周辺の幹線道路沿道や駅等の拠点周辺地域など、集約型都市構造化に寄与すると認められる地域であることなどの基準に適合する場合に、整開保に新市街地ゾーン（一般保留フレーム）を位置付けることとしています。 ○ 整開保では、一般保留フレームを新市街地ゾーンとして、新たなまちづくりを検討する概ねの地域や土地利用の方向性等を位置付けており、山際地区及び山際北部地区においては、「高規格幹線道路等のインターチェンジに近接するとともに幹線道路に接続するなどの広域的な道路ネットワークの優位性をいかし、産業系の市街地を形成するため、農林漁業との調整を図りながら、必要な土地利用の検討を行っていく。」としています。 ○ なお、厚木市都市計画マスター 	<p>60 人</p> <p>(40 人※) ※かつこ内 は内数 (以 下同じ)</p>

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>り、計画の再検討をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山際北部地区の土地権利者として営農や私生活に支障があるため反対である。 ○ 山際地区の地権者として営農しており、今後も継続したいので今回の計画には反対である。 ○ 地権者家族だが、これからも農業を行っていくつもりなので、調整区域のままでお願いしたい。 ○ 農業をするので今のままを希望する。 ○ 山際北部地区、山際地区で営農に携わっている。現在の畑や緑を維持してもらいたい。 ○ 将来的にも畑として使用予定のため、山際北部地区、山際地区を一般保留フレームにすることに反対である。 ○ 第一次産業が不安定になっている中、畑を無くす事になってしまう為反対である。田畠として活用する為反対である。 ○ 土地の用途変更により、生活や営農活動に支障をきたす恐れがあるので山際北部地区・山際地区の都市計画案に反対する。 ○ 山際地区地権者として市街化調整区域のまま営農の継続を希望する。 ○ 山際北部地区・山際地区の都市計画案について、畑の土地所有者として現状の調整区域で営農を希望するため反対する。 ○ 都市計画内にある我が家の畑では家族の健康を考慮し無農薬野菜を栽培してきた。今後も安全な野菜作りを継続したい。 ○ 現在土地を畑として使用し、今後も耕作を続ける予定であり、工業地にすることで吸水性が損なわれ、ゲリラ豪雨による水災害や大型トラックの往来による騒音や振動など周辺環境の悪化が懸念される。 ○ 畑や田んぼ等の緑地（風景）が無くなり自然を身近に触れる機会が減少してしまう為残してほしい。 	<p>ランでは、「関口・山際地区の市街化調整区域は、東部拠点として計画的な土地利用の誘導を図るとともに、都市的な土地利用への転換だけでなく、自然環境との調和・連携を図り、農地を含む自然的な土地利用の活用など、地域特性に応じた土地利用の検討を進めます。」とされています。</p>	

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も市街化調整区域の農地として活用する住民の生活環境と自然環境を守ってほしい。 ○ 私の農地を強制的に産業用地とすることは、財産権の侵害、職業選択の自由の制限であると考える。 ○ 所有地が強制的に線引きされ、使用や管理の権利が制限されることを懸念しており、十分な補償や合理的な説明なしに進められることは、到底容認できない。 ○ 土地利用が制限され、財産の侵害を受ける可能性がある。 ○ 農地を残す事は食料自給率の低い日本において絶対に必要である。自分でもじゃがいも、さといも、さつまいもなど、作って利用している。 ○ 食料自給率の低い日本に於いて、田畠を残す事は大事である。 ○ 将来にわたり、農地は絶対に必要。再検討を望む。 ○ 日本の食料不足が問題視されている中、畑を使えないようにするのは将来的にマイナスである。 ○ 農地をコンクリート、アスファルトで固めたら二度と農地にはもどらず食料生産出来なくなる。農地を減少させる今回の都市計画案に反対である。 ○ 農地を減らしてはいけない。山際北部地区・山際地区の豊かな自然環境と暮らしのため、今回の都市計画案に反対である。 ○ 食料自給率が低い現在の日本において、厚木市としても優良農地を守ってほしい。 ○ 若い方にも農業や家庭菜園の重要性が見直されているように思う。貴重な農地を開発し、途中で事業が中断するようなことになれば、取返しがつかない。 <p>全地域を巻き込むのではなく、農地や自然を保全し、耕作が出来ない方や家が空き家になっている方など、本当に困っている方に寄り添った施策を考えてほしい。</p>		

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業用地は圈央道のインターがある田んぼにつくるのが便利ではないか。 ○ 所有地が強制的に線引きされ、財産権等の権利が制限されることを強く懸念し、山際北部地区及び山際地区の都市計画案に反対である。生活環境と自然環境を守るために、再検討してもらいたい。 ○ 山際地区住民の生活環境と自然環境を守るために計画の見直しを要望する。強制的に線引きされ財産権が制限されることへ強い懸念がある。 ○ 山際北部地区及び山際地区は、広大な優良農地が続く貴重な自然の宝庫であり、開発行為で一度破壊してしまったら、二度と元に戻ることはないと。 ○ 地域住民の生活環境と貴重な自然環境を守るためにも、本計画案について再検討してもらいたい。 ○ 地域の貴重な自然環境と住民の安全で快適な生活環境を守るために、現行の都市計画案の抜本的な見直しを強く要請する。 ○ 山際北部地区は市内でも特に豊かな自然環境を有する貴重な地域であり、本計画の実施により長年にわたって形成されてきた地域固有の生態系や美しい自然景観が破壊される恐れがあるため、慎重な判断が必要である。 ○ 地域の持続可能な発展を実現するためには、自然環境の保全と適切な開発のバランスを重視した計画への見直しが必要であることから、以下を提案する。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の徹底的な実施と結果の公開 ・住民説明会や意見交換会の定期的な開催 ・段階的な開発による影響の最小化 ・交通安全対策の具体的な計画策定 ・インフラ整備の優先実施 ○ 山際地区に居住し、都市計画案に反対する。地域の貴重な自然と住民 		

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>の暮らしを守るため、計画の再検討を切にお願いする。</p> <p>○ 山際北部地区は、市内でも貴重な自然や緑地が残る地域で、今回の計画によって、これらの自然環境が失われることを強く懸念している。</p> <p>○ 自然環境を守りながら地域の持続可能な発展を目指す都市計画が望まれる、計画を見直し、環境への影響を最小限に抑えつつ、住民の声を反映した柔軟な方針への転換を求める。</p> <p>○ 貴重な自然・緑が失われるのさみしい。</p> <p>○ 山際北部地区と山際地区は、かつて養蚕や米作りが盛んで、農地は今も活用されている。</p> <p>　　広大な優良農地が、近年インテグレーションが出来たため物流総合効率化法により、産業系市街地に変更できる区域に指定されようとしていることが残念である。</p> <p>　　絶妙なバランスが取れた大自然は、一度壊したら元に戻すことは不可能である。この地域の特性を活かし、自然との共生を図りながら、将来的にこの地域が、繁栄・循環する施策に見直していただきたい。</p> <p>○ 米農家で山際北部地区、山際地区で営農している。同地区は貴重な農地が広がり、防災面でも、保水、防火と減災効果をすでに発揮している。</p> <p>　　景観、防災、生産性、食の安心安全性、地域の町おこし、地産地消、交通の利便性等の観点から、素晴らしい効果を発揮できる地域で、このような農地を壊して工業用地にする必要性が感じられない。</p> <p>－生活環境の悪化等に対する不安－</p> <p>○ 当該地区は小学校に隣接しており、当該地区を産業用地とすることにより、子供たちが安心安全に登下校できる環境でなくなってしまう懸念がある。</p>	<p>－生活環境の悪化等に対する不安－</p> <p>○ 市からは、交通量増加の影響や周辺環境への配慮については、今後、新市街地ゾーンを市街化区域編入する際に、それらの影響を確認の上、必要な対策を検討していくと聞いて</p>	(29人)

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>市は、これまで保護者や学校関係者、地域住民等の関係者への十分な説明や意見聴取を行っていないため、これら関係者に説明し、意見を都市計画に反映させが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音、大気質など近隣住宅地への影響が懸念され、小学生の通学路であるため、安全性に欠ける。 さらに、狭路で事故も多発すると考えられるため、これらに対する説明と対応が急務である。 ○ 付近の小中学校の通学路として使用されており、狭道での対抗車両との接触など、様々な危険が伴う。 ○ 交通量が増え、交通渋滞を引き起こすとともに、近隣住宅街が抜け道に使われ、危険性が増す。 ○ 大型物流倉庫の建設により、交通量の増加、渋滞や事故の発生リスクの増加、騒音・排気ガスによる健康被害の発生が懸念される。 ○ 工業用地になり、昼夜を問わない大型トラックの往来や交通渋滞、振動や騒音など日常生活の質の低下の恐れがある。 ○ 今までの静かな環境が一変し、大型トラック等の往来や交通渋滞が予想され、子供たちの通学路の危険性の増大がとても心配である。 ○ 交通量の大幅な増加により、これまで静穏だった住環境が著しく悪化することが予想される。特に、通学時間帯の交通量増加は、子どもたちの登下校における重大な安全リスクとなり、地域の教育環境にも悪影響を及ぼす可能性がある。 ○ 都市計画の実施により、交通量の増加や騒音の拡大が見込まれる。これまで静かで落ち着いた暮らしを支えてきた地域環境が、大きく損なわれることになり、生活の質が著しく低下することを懸念している。 ○ 本計画により大型車の往来による騒音や事故の懸念があり、静穏な環境が損なわれる事には反対である。 	います。	

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本計画により、交通渋滞の増加や騒音の拡大など、住民の生活の質が低下する恐れがある。地域の静穏な環境が損なわれることに反対である。 ○ 生活面で、閑静な住宅地で、今後工業地区に変更になると様々なリスク（環境、安全など）を生じる恐れがあるので今の生活を守りたい。 ○ 工業用地化が進む事で、大型トラックが行きかう事による騒音、振動等、安全面、特に学童の通学路安全が心配である。 ○ 通学路がキケンになると困る。 ○ 学校や幼稚園が近くにあるためトラックなどの交通量が増えるのは反対。 ○ 治安の悪化、騒音問題なども不安である。 ○ 工場等が建設された場合、臭いや騒音による生活や健康への悪影響が生じるおそれがある。また、大型車等の交通量が増加することで渋滞や事故など地域住民の生活に支障をきたすことが考えられるため計画の見直しを強く要望する。 ○ 工場や物流倉庫ができ、大型トラックが行来することで騒音や振動の問題や子供達の通学路が危険にさらされることを心配している。 ○ 豊かな自然環境が破壊され、工業用地となることで生活環境が悪化する恐れがある。 ○ 35ha余りの新市街地としての開発は、豊かな自然が生活基盤のこの地区にとって、環境の激変となり、生活の質が下がる恐れがある。 ○ 工業用地化に伴い交通量の増加により渋滞が発生するほか、土地の権利などの問題が生じうる。 ○ 工業用地化に伴い、交通量の増加、特に大型車の往来が予想される。近くに小学校があり、通学路の危険性が高まる（特に西側水道みち）。 ○ 今の生活に不自由が無く快適なた 		

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>め変更の必要が無い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の地域インフラは、大規模な都市開発に対応できる水準にないにもかかわらず、具体的な整備計画や財政的裏付けが明確に示されておらず、上下水道システム、道路網、公共交通機関などのインフラ不足による住民生活への支障が懸念される。 ○ 現時点では、地域のインフラ整備が十分であるとは言えず、都市計画の実施に伴って負荷が増すことが予想されるが、それに対する明確な対策や見通しが示されておらず不安である。 ○ 交通渋滞やインフラへの負荷増大が考えられるので反対だ。 ○ 用地内に住居があり、移転する必要はないと言われているが、決定してから移転してくれと言われる事が心配である。 ○ 住宅への騒音被害が想定されるため公園の場所を変更してほしい。 ○ 防災の観点から見ると、大雨が降った際に、畠は水を吸っているが、同地を工業用地にしてコンクリート化することで、深刻な浸水や土砂災害が発生することを危惧する。 山際北部地区、山際地区そばに住宅が密集しており、物流倉庫が出来て、火災の危険性、交通事故の危険性、交通渋滞、振動や騒音で眠ることが出来ないなど生活環境が悪化するのではないか。 ○ 物流倉庫で火災が発生した場合は鎮火まで数日かかると聞いており、そのような心配を抱えながら生活することは耐え難い。 ○ コンクリート等の埋立により緑地が減少することで大雨や豪雨の際水分を吸収する面積が縮小し洪水や土砂崩れ等の災害発生リスクが増加するため現状維持が良い。 ○ 広大な畠は、防災面において、保水能力、防火能力などの潜在的な防災・減災能力がある。この貴重な自然を破壊して工場や物流施設を作 		

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>り、騒音や火災などの危険性を抱える地域にすることは理解出来ないし、交通事故、交通渋滞は近隣他地区で既に問題化している事象である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工業用地としてコンクリート化することは、農地の保水能力を無くすることで、わざわざお金をかけて浸水や土砂災害等大きな危険が内在する場所に変える必要はない。 ○ ぼうさい公園の計画がされているが、大きな工場や物流倉庫など避難の妨げになる物を建てるのは矛盾している。また、万が一火災などがあれば近隣の住宅への被害リスクが高いと思う。 <p>－土地区画整理事業に対する不安－</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地所有者に説明もないまま、開発方針が変更されていた。 ○ 過去から現在に至るまで、線引き見直し及び土地区画整理事業について、詳しい説明がされていない。 ○ 地権者不在で、かつ、計画についての十分な説明がない中、将来的に土地の権利や財産権が制限される可能性があることに不安を感じている。 ○ 生活環境が激変する可能性が高い計画にも関わらず、地権者、地域住民に全く説明がないことにも不信感を覚えている。 ○ 地権者の権利や地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす恐れがあるにもかかわらず、計画が立てられた経過や計画自体の説明がなされていない、計画の見直しをお願いしたい。 ○ 現行の都市計画案は、地域の実情や住民の意見が十分に反映されていとは思えない。計画の必要性、長期的な効果・影響について、住民と行政が協力し、計画の再評価を行うべきである。 ○ 都市計画の策定にあたり、住民の意見を丁寧に聴取し、公正かつ民主的な議論の場を設けてもらいたい。 	<p>－土地区画整理事業に対する不安－</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市からは、今後、土地区画整理事業の計画や進め方について丁寧に説明し、地権者の御意見を伺いながら、合意形成を図っていくと聞いています。 	(18人)

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>また事前に十分周知し、幅広い市民が参加できるよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画は地域住民の生活に直接的な影響を与える重要な施策であるため、計画段階から住民の意見を十分に聴取し、反映させることが不可欠であるが、現在までの過程において、住民や地権者との十分な対話や合意形成が行われていない。 ○ 本計画においては、地権者や地域住民の声が十分に反映されていないと感じており、今後は意見交換や説明会など、住民参加の機会をさらに設けるべきである。 ○ 現在の計画内容が地域の実情や住民の意見を十分に反映しているとは思えないため、土地利用の変更が本当に必要かの検討を求める。 ○ 山際北部地区、山際地区の都市計画に反対。地権者や地域住民の声や意見が十分に反映されていないと感じており、住民参加の機会を増やすべきである。 ○ 本計画により所有する土地の権利や財産が制限されると困る。補償の面などの説明が不十分である。 ○ 地権者以外の住民説明が不十分である。 ○ 山際地区の土地権利者として、今回の都市計画案について、事業の施行に伴い発生しうる地権者、地域住民へのリスクが十分に説明されておらず、このまま計画が実行されることに反対である。 ○ 住民に対して計画の説明が不十分であり、地権者に対して不利益しかない計画になっている。住民の意見が全く反映されておらず、山際北部地区土地地権者として断固反対である。 ○ この変更案に関する住民や土地所有者への説明会や意見聴取がなく、地域住民が不在の計画である。 ○ 所有する土地に対しての権利、又、計画内容等住民の意見を十分に反映しているとは思えず、計画自体 		

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>に疑問を感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画が地権者が十分に理解出来る説明がないまま変わってゆくことも、地権者の不信感が募る原因になっている。 ○ ここまで計画が進められてくる中で、多くの地権者が話し合いに参加することはなく、当初言っていた地権者発意の事業、という趣旨からは大きくかけ離れている。この計画を一から見直し、地権者の意見をより取り入れてほしい。 ○ 山際地区区画整理・山際北部地区の区画整理に関する準備委員会は具体的な計画案を示さず、住民に署名を求めるだけの対応をしており、今後もこのような進め方をしていくのであれば、第8回線引き見直しに強く反対せざるを得ない。 地域住民の意向が反映されるよう、行政本位で決めることなく民意を汲んでの計画見直しに耳を傾けてほしい。 ○ 工業用地にするための費用が莫大であることや、地権者がリスクと責任を担う土地区画整理事業で行うという計画にも無理があると考える。 ○ 現在の農地を潰して、事業がとん挫した場合、組合施行の土地区画整理事業の場合は組合員たる地権者が責任を負う可能性があるが、地権者には情報が閉ざされ、選択権や決定権が全くと言っていいほど無いことも問題がある。 <p>－産業の規模について－</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、厚木市の人口変動が安定していることから、市街化調整区域から市街化区域に変更する場合、産業の伸びしろから産業系の市街化区域にするのであれば認めてもらえると理解したが、今回「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」の「新旧対照表」の「産業の規模」では、平成37年に想定したほどの伸びは無く、 	<p>－産業の規模について－</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県においては、産業の規模は、工業用地及び流通業務用地（研究施設用地含む）の規模の推計により算定することとしており、第8回線引き見直しでは、厚木都市計画区域の令和17年における産業の規模を工業出荷額はおおむね 6,729 億円、流通業務用地はおおむね 374.8ha と推計し、産業の伸びを見込んでいます。 	(1人)

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	令和2年の数字を見ると、平成22年と大きくは変わっていないように感じる。既に産業系の市街化区域は市内に十分にあるのではないか。		

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
B	<p>反対</p> <p>【（仮称）北部地区公園について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の「防災機能を備えた（仮称）北部地区公園」計画は、水害等のリスクを抱える新たな工業地帯に隣接していることから、防災公園として機能するのか疑問である。 また、同計画について、地権者が理解できるきちんとした情報が提供されず、地権者に不利益なことがおこらないか心配である。 ○ 消防庁から物流倉庫の火災リスクに対する注意喚起がされており、工業地帯の隣に防災機能を備えた地区公園を作る計画で本当に大丈夫なのか危惧する。 ○ 山際北部地区公園計画は地域住民の声が反映されておらず、市の強引な姿勢として受け止められている。 子々孫々に受け入れられない計画は見直すべきである。 	<p>【（仮称）北部地区公園について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、厚木市都市計画マスタープラン等において、市北部地域の防災力を高めるとともに、地域住民の憩いやレクリエーションの場を確保するため、（仮称）北部地区公園の整備を進めると位置付けており、大震災等の災害時の物資供給・集積拠点の用に供することを目的とする公園として、依知地域に（仮称）北部地区公園を整備するとしています。整備にあたっては、今後も地権者や周辺住民に対して丁寧に説明していくと市から聞いています。 	3人

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
C	<p>その他 【厚木環状4号線の整備について】</p> <p>○ 都市計画道路厚木環状4号線は、今回の整開保では、「延伸部分については、計画の具体化を図る。」とあるものの「おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設」の表には記載がないこともあり、将来変わらないか不安である。</p>	<p>【厚木環状4号線の整備について】</p> <p>○ 3・3・7厚木環状4号線の延伸部は、国道129号山際交差点から東側に向かい、相模原市域と連絡する構想路線であり、整開保では、交通施設の都市計画の決定の方針において、計画の具体化を図るとしています。</p>	1人

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

綾瀬都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

整理番号	受付年月日	住 所	意見の区分及び類型
1	R7. 5. 23	綾瀬市落合北	反対 (A)
2	R7. 5. 23	綾瀬市落合北	反対 (A)
3	R7. 5. 26	綾瀬市吉岡	反対 (A)
4	R7. 5. 26	綾瀬市吉岡	反対 (A)
5	R7. 5. 26	綾瀬市吉岡	反対 (A)
6	R7. 5. 26	綾瀬市落合北	反対 (A)
7	R7. 5. 26	綾瀬市落合北	反対 (A)
8	R7. 5. 26	綾瀬市落合北	反対 (A)
9	R7. 5. 26	綾瀬市落合北	反対 (A)
10	R7. 5. 26	綾瀬市落合北	反対 (A)
11	R7. 5. 26	綾瀬市落合南	反対 (A)

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

綾瀬都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
A	<p>反対</p> <p>【新市街地ゾーンについて】</p> <p>—農地及び自然環境の保全を希望—</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 落合・吉岡地区の新市街地ゾーンの中に自分の畠が入っているため、反対である。 ○ 落合・吉岡地区の新市街地ゾーンに居住しており、畠や自然を壊して新たに産業を誘致することには反対である。 ○ 落合・吉岡地区の新市街地ゾーンに居住しており、物流倉庫地帯とすることに反対である。農地を工業地にすると二度と農地に戻すことはできなくなる。 ○ 新市街地ゾーンで畠を耕作している。高齢になり、不透明な計画には賛成できない。 ○ 新市街地ゾーンに所有の土地があるため、反対である。 ○ 農地を所有している地権者は市街化編入後の従前地課税の部分が不安でならない。 ○ 市街化になった時の税金支払いについても大変重要な問題である。 ○ 産業拠点を形成することで、市税が増え、一部の人が潤う開発には納得できない。 	<p>【新市街地ゾーンについて】</p> <p>—農地及び自然環境の保全を希望—</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」における新市街地ゾーンは、概ね 10 年後の人口や産業の規模の見通しに基づき、目標年次に必要とされる住宅用地又は産業用地について、線引き見直しの時点では市街化区域への編入を保留し、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で、市街化区域に編入しようとするものです。 ○ 県では、市町及び県民の方々の御意見を踏まえ、令和 4 年 12 月に策定した「第 8 回線引き見直しにおける基本的基準」に基づき、あやせ都市マスターープランに位置付けがあること、インターチェンジ周辺の幹線道路沿道や駅等の拠点周辺地域など、集約型都市構造化に寄与すると認められる地域であることなどの基準に適合する場合に、整開保に新市街地ゾーンを位置付けることとしています。 ○ 整開保では、新市街地ゾーンとして、新たなまちづくりを検討する概ねの地域や土地利用の方向性等を位置付けており、「本区域南部においては、3・3・1 寺尾上土棚線に隣接する優位性と綾瀬スマートインターチェンジへのアクセス性を活かした新たな産業拠点の形成について、農林漁業との調整を図りながら、検討を行っていく。」としています。 ○ なお、あやせ都市マスターープランでは、落合北部・吉岡東部地区は、新産業拠点として位置づけられており、拠点の整備方針において、「新産業拠点は、生産、流通、研究開発等の産業系土地利用を図る、本市の新たなものづくりの拠点となる地域です。県央地域から湘南地域を 4 車線で連絡する（都）寺尾上土棚線に 	11 人 (8 人※) ※かつこ内 は内数（以 下同じ）

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

綾瀬都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>－生活環境の悪化等に対する不安－</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣には公立の小学校、中学校がある。スマートインターができ便利にはなったが、交通量は以前よりも目に見えて増えている。 工業・流通業務地になることで大型車の交通量は増える。この地域でなければいけないのか。 子どもたちの安全を考えている計画とは到底思えない。安全面からも都市計画には反対である。 ○ 近隣に公立小学校、中学校がある中で、工業・流通業務地となれば交通量も増加し、交通渋滞も考えられる。子供たちの安心安全は守られるのか。 緑と文化あふれるふれあいの町綾瀬を掲げているが、緑の消失につながるのではないか。 少子高齢化の時代に工業・流通業務地の計画より、子育て支援や高齢者対策に重点を置いていただきたい。 ○ 市内にある多くの工業団地を整備することはできないのか。また、立ち退かされた現在の居住者の良好な住環境は保障されるのか。 <p>－土地区画整理事業に対する不安－</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去に落合・吉岡土地区画整理事業の組合設立準備会が休止となった経緯があるにもかかわらず、地権者の機運が高まっていない中で新たに「落合・吉岡地区」まちづくり勉強会（今後は協議会）が並行して進められているのは強引である。 また、複数の農地地権者に話がないにもかかわらず「農業漁業との調整をしている」と言えるのか疑問で 	<p>隣接する優位性と、綾瀬スマートインターへのアクセス性を活かし、質の高い企業による生産、流通、研究施設等の新たな産業拠点の形成を図ります。」とされています。</p> <p>－生活環境の悪化等に対する不安－</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市からは、交通量増加の影響や周辺環境への配慮については、今後、新市街地ゾーンを市街化区域編入する際に、それらの影響を確認の上、必要な対策を検討していくと聞いています。 <p>－土地区画整理事業に対する不安－</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市からは、今後、土地区画整理事業の計画や進め方について丁寧に説明し、地権者の御意見を伺いながら、合意形成を図っていくと聞いています。 	(3人) (6人)

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

綾瀬都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>ある。</p> <p>○ 都市計画区域内に農地を所有している地権者である。</p> <p>2020年に組合施行の落合吉岡まちづくり区画整理事業が地権者の賛同を得られず解散し、十数年の年月と市民の多額の税金を費やした計画は頓挫した。</p> <p>しかし5年も経たずに、前回頓挫した問題点もクリアせず、賛同を得られなかつた地権者の意向も丁寧に聞かず都市計画と同時進行している事自体納得できない。</p> <p>○ 新市街地ゾーンについて、現在土地を所有し耕作している。令和4年から計画が始まったとのことだが全く知らなかつた。地権者への周知や情報共有をもう少し丁寧にしてもらいたかった。地権者に寄り添い、個々の意見の確認もなされていないことが残念である。</p> <p>市街地ゾーンになった場合の地権者側のメリットやデメリット、今後の進展情報等説明も不十分である。</p> <p>今後産業機能の受け皿となる工業地の形成とのことだが、内容に具体性が全く見られず、もう少し具体的な話を聞きたい。他の工場用地については、円滑な活用はされているのか。</p> <p>○ 県の第8回線引きで綾瀬市南部の落合・吉岡地区の農地や住宅を工業地域に変更しようとしている。</p> <p>県の線引きに併せて、市は過去に3回工業系にしようとしたが、いずれも地権者の反対により事業を中止している。今回が4回目で関係者に負担をかける都市計画は中止してほしい。</p> <p>○ 組合施行とする理由も不明であり、まちづくり協議会を信頼することもできない。</p> <p>○ 落合・吉岡地区の新市街地ゾーンに居住している。組合施行となることで、地権者が高い減歩率に苦しむことが懸念されるため、計画案には</p>		

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

綾瀬都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>反対である。</p> <p>○ 地域毎の市街地像に市役所南側 3・4・1 早川本蓼川線南側の広大 な畠を整理利用出来るように努力を してほしい。長年にわたり何が理由 で土地区画整理が出来ないのか不思 議である。</p> <p>○ 市役所中心部分だけに公共施設や 商業施設があるが、移動手段は車が 不可欠であり、落合吉岡地区にも公 共施設があつても良いのではないか。</p>		

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

大磯都市計画 区域区分の変更 (神奈川県決定)

整理番号	受付年月日	住 所	意見の区分及び類型
1	R7. 5. 27	大磯町西小磯	反対 (A)

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

大磯都市計画 区域区分の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
A	<p>反対 【区域区分について】</p> <p>○ 市街化調整区域に現在建っている建物については、更地にしても、家が建てられる様にしてほしい。 売却時、更地にても建物が建てられる様にしてほしい。</p>	<p>【区域区分について】</p> <p>○ 区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の区域に区分する制度であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域となります。</p> <p>県では、市町及び県民の方々の御意見を踏まえ、令和4年12月に策定した「第8回線引き見直しにおける基本的基準」に基づき、「国勢調査により人口集中地区になっている区域」、「既に開発整備された区域で、地区計画の決定等によりその環境が保全されると認められる区域」などの基準に適合している場合に、市街化区域に編入できるとしています。</p> <p>区域区分は、町から案の申出を受けて、県が定めるものであり、第8回線引き見直しにおける市街化調整区域は、第7回線引き見直しと同じ区域とする内容で、町から案の申出を受けています。</p> <p>なお、市街化調整区域における建築行為にあたっては、都市計画法に基づき、開発許可等の手続きが必要となります。大磯町における建築行為については、平塚土木事務所が所管しています。</p>	1人

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

小田原都市計画 都市再開発の方針の変更 (神奈川県決定)

整理番号	受付年月日	住 所	意見の区分及び類型
1	R7. 5. 26	小田原市栄町	反対 (A)
2	R7. 5. 27	小田原市扇町	その他 (B)

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

小田原都市計画 都市再開発の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
A	<p>反対 【一号市街地（小田原駅周辺地区）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市再開発の方針 2 ページ 別表 1 一号市街地の小田原駅周辺地区の面積についての意見。 小田原市では当初、一号市街地の「小田原駅周辺地区」について「小田原駅西口地区において、広場機能の拡充と市街地再開発との一体的な整備が検討されており、隣接する周辺地区においても広域中心拠点としての機能強化や魅力ある市街地形成、道路や公園等の基盤整備による防災性の向上などに取り組む必要がある。また、少年院跡地については、今後、大規模な土地利用転換が想定される事から、これらの地区を含めた区域に拡大する」との方針を示していた。 ○ しかし、周辺住民からの一号市街地拡大反対の署名が提出されたことや、前市長が提唱していた少年院跡地におけるゼロカーボン・デジタルタウン創造事業が見直されることになったことを受け、市は、小田原駅周辺地区における一号市街地の拡大を見送る市原案を県に申し出た。 ○ 対象地区は戦後の住宅密集地がそのまま残り、道路のほとんどが狭隘道路で、建替が困難又は建替が認められない住宅が多数存在し、旧宅地造成工事規制区域を含むなど災害時のリスクもあり防災性の向上に取り組む必要性から、一号市街地に編入する方針が示されていた。 ○ 都市づくりの目標の 1 番に「いのちを大切にする小田原」を掲げるのであれば、当初の予定通り一号市街地に編入して整備計画を立てるべきである。 ○ 昨年の都市計画説明会の直近に当該地区で民間事業者による開発計画が持ち上がり、先行きの見えない状 	<p>【一号市街地（小田原駅周辺地区）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市再開発の方針において、小田原駅周辺地区は、「小田原駅周辺（広域中心拠点）で、特に重点的に機能の更新あるいは高度利用の必要のある一体の市街地の区域」として一号市街地に位置付けています。 都市再開発の方針は、市から案の申出を受けて、県が定めるものであり、第 8 回線引き見直しにおける小田原駅周辺地区は、第 7 回線引き見直しと同じ区域とする内容で、市から案の申出を受けています。 市からは、案の申出にあたって、小田原市都市計画審議会、小田原市議会及び住民説明会を経て、都市計画の案の内容を作成していると聞いています。 少年院跡地を含む西口周辺については、今後の面的な土地利用の動向を踏まえ、丁寧に市民の御意見を聴きながら、必要な対応を検討していくと市から聞いています。 	1 人

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

小田原都市計画 都市再開発の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
	<p>況下で開発計画による立ち退きと一号市街地の拡大を混同して、一号市街地拡大に反対する署名が提出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本来は当該開発計画に対する反対署名であるべきものが一号市街地拡大に対する反対署名にすり替わったが、これは誤った認識であり、かなり飛躍しており、この反対署名に配慮して一号市街地拡大を見送るべきではない。 ○ 当該地区は行政が関わらなくても民間から開発計画が持ち上がる事は避けられず、本来はこのような事態が起こり得るからこそ将来的な計画を行政が早い段階から関わって進める必要がある。 ○ 市の少年院跡地利用計画は白紙になったが、いずれ売却されて大規模な土地利用転換がはかられる事に変わりなく、計画的な整備が求められる。 ○ 昨年6月の市民説明会で配布された資料には、当初方針が記載された下部に「一号市街地の拡大に反対する署名が市民から提出された」との添え書きがあったが、それが理由であるかどうかを含め明確な理由が開示されないまま、方針転換され、県に対し拡大を見送る市原案の申し出がなされた。これは、都市計画を決定していく過程として重大な瑕疵であり、問題である。 ○ 市は「現在、生活している方々の意見に配慮する必要がある」としているが、それまで法令に基づいて積み重ねた議論にも耳を傾けなければダブルスタンダードになる。 ○ 神奈川県には当初の予定通り一号市街地を拡大して当該地区の将来像について地元住民の意見に配慮しながら計画的に議論を進める事を求める。 		

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

小田原都市計画 都市再開発の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
B	<p>その他 【小田原駅西口地区の再開発について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小田原駅西口地区約 6.2ha については策定された「小田原駅西口地区基本構想」に沿って整備が進められるものと考える。同地区には住宅があり高齢の方も住まわれているため、このことを十分考慮すべきである。 ○ 「小田原は歴史ある城下町であり海や山があり温暖な気候で少しのんびりとした良さがありこれらは小田原の財産である。高層ビルを建てるだけでなく小田原ののんびりとした風土を消さないようにする方法をよく検討してほしい」との公述があつたがその通りだと考える。 ○ 再開発手法等の導入により高度利用を促進する等あるが全国各地で建設費高騰により計画が見直しとなる等、状況は決して良くない。今後も市民と十分な議論と合意形成を求める。 	<p>【小田原駅西口地区の再開発について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市再開発の方針において、小田原駅周辺地区は、「小田原駅周辺（広域中心拠点）で、特に重点的に機能の更新あるいは高度利用の必要のある一体の市街地の区域」として一号市街地に位置付けています。 さらに、一号市街地のうち、特に早急に再開発を行うことが望ましい地区として、小田原駅西口地区を要整備地区に位置付けています。 小田原駅西口地区の一部と小田原駅西口広場は、市が令和6年3月に小田原駅西口地区基本構想を策定しており、「社会の変化に対応とともに、地区の未来を見据え、再開発による広場と建物の一体的な整備を行うことで、居住者や駅利用者、誰もが快適な都市空間の創造を目指す」とされています。 再開発にあたっては、関係権利者を含めた市民の御意見を丁寧に聴きながら検討していくと市から聞いています。 	1人

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

南足柄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

整理番号	受付年月日	住 所	意見の区分及び類型
1	R7. 5. 20	開成町宮台	反対 (A)

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

南足柄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
A	<p>反対 【新市街地ゾーンについて】</p> <p>○ 案にある「東名高速道路大井松田インターチェンジに近接する利便性の高い交通環境を活用した産業形成」を削除し、現行の「企業等の計画的誘導」に戻してほしい。 先行している壇下竹松北地区では、民間企業が入居企業を決める形になっており、市町による企業選択が行われていない。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」で具体的に言及する必要があると考える。</p> <p>○ 隣接する開成町住民への配慮の文言を入れてほしい。開成町への配慮を要することは第 243 回神奈川県都市計画審議会の委員発言からも明らかであるが、実際に市町は地権者を除く住民説明などを一切行っておらず、配慮を担保する文言が必要である。</p>	<p>【新市街地ゾーンについて】</p> <p>○ 整開保では、集約型都市構造の実現に向けた都市づくりを都市計画の目標の一つとしており、これを踏まえて、該当部分については「市域東部においては、東名高速道路大井松田インターチェンジに近接する利便性の高い交通環境を有していることから、これらを活用した産業形成を図るため、必要な産業業務施設集積地の整備について、農林漁業との調整を図りながら、検討を行っていく。」としています。 また、整開保の新市街地ゾーンでは、それぞれの地域の立地特性等を踏まえた市街地像を示すこととしており、必要な産業業務施設集積地の整備について記載しています。 なお、誘致する産業については南足柄市と開成町が策定した足柄産業集積ビレッジ構想に位置付けられており、企業誘致にあたっては、両市町が強力に連携し、積極的な誘致活動を展開していくものと認識しています。</p> <p>○ まちづくりの検討状況について、隣接する地域にお住まいの方にも「ビレッジ通信」という形で情報提供しており、今後、周辺住民の方も対象とする説明会等を実施すると市から聞いています。</p>	1 人

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

箱根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

整理番号	受付年月日	住 所	意見の区分及び類型
1	R7. 5. 27	箱根町宮城野	反対 (A)

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

箱根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（神奈川県決定）

類型	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
A	<p>反対</p> <p>【国立公園普通地域における自然環境の保全について】</p> <p>○ 第2章 箱根都市計画区域の都市計画の方針（2）区域区分の決定の有無において、「本区域のほぼ全域が国立公園に指定されており、これに沿った保全策がとられているため、区域区分による積極的な保全の必要性は低い」となっているが、現実は今後6000万人の海外からの誘客のための大型宿泊施設建設により、貴重な緑や自然環境が著しく損なわれている。普通地域にあっても、国立公園としての自然をきちんと保全する計画とすべきである。</p>	<p>【国立公園普通地域における自然環境の保全について】</p> <p>○ 箱根都市計画区域は、ほぼ全域が国立公園に指定されており、環境省の富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）公園計画書において、優れた風致景観を有する特別地域と集落地等として開発の進んだ普通地域に区分されています。</p> <p>御意見のありました自然環境の保全について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、普通地域を含め「首都圏にもっとも近い国立公園の町として、緑豊かな美しいまちづくりを推進していくために、長期的な視野に立ち、地球温暖化など地球規模での環境問題に先進的に取り組むとともに、都市計画区域全体の緑地の総合的な整備または保全について、系統的な配置を図る。」としています。</p>	1人